

議案第 8 1 号

狭山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

狭山市道路占用料徴収条例（昭和 3 5 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「  
地下電線その他地下に設ける  
線類  
」  
を  
「  
地下に設ける電線その他の線  
類  
」  
に、

「  
幕（令第 7 条第 2 号に掲げる  
工事用施設であるものを除  
く。）  
」  
を  
「  
幕（令第 7 条第 4 号に掲げる  
工事用施設であるものを除  
く。）  
」  
に、

「  
令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同  
条第 3 号に掲げる工事用材料  
」  
を  
「  
令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同  
条第 5 号に掲げる施設  
」

「  
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同  
条第 5 号に掲げる工事用材料  
」  
に改める。  
「  
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同  
条第 7 号に掲げる施設  
」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年11月27日提出

狭山市長 仲川 幸成

提案理由

道路法施行令の改正に伴い、所要の改正をするとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。